

鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、LPガスが高騰する中、障害福祉サービス等の報酬制度の下で運営を行っている障がい福祉施設が独自の価格転嫁ができず、運営に大きな影響が生じていることから、障がい福祉施設が安定した障害福祉サービス等の提供を継続できるよう、LPガスの価格高騰分の一部を支援するために鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援給付金を支給する事業（以下「給付金支給事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。
- (2) 通所系事業所 障害福祉サービス等のうち、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所をいう。
- (3) 支給対象施設 鹿屋市内に所在し、令和5年6月1日現在で障害福祉サービス等を行う事業所として指定を受けている施設のうち、鹿屋市（以下「市」という。）が障害福祉サービス等の支給決定を行った者に対して同年1月から同年5月までの間に障害福祉サービス等の提供を行った施設であり、かつ、市長が別に定める日までに支給対象施設申出書（別記第1号様式）により、令和5年12月1日時点でLPガスを使用している施設として申出を行った施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア 令和5年12月1日時点で休止している施設
 - イ 給付金支給事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する施設
- (4) 給付金 前条の趣旨に基づき、市によって支給される鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援給付金をいう。

(5) 対象者 支給対象施設を運営する法人等をいう。

(6) 定員数 令和5年6月1日現在で鹿児島県に届出がされている支給対象施設の定員数をいう。

(給付金の額)

第3条 対象者に対して支給する給付金の額は、支給対象施設ごとに別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（2以上の支給対象施設を運営している対象者にあつては、当該額を合算した額）とする。

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1対象者につき1回限りとする。

(支給の通知等)

第5条 市長は、支給する給付金の額を決定した場合は、対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 対象者は、前項の通知を受けた際、受給辞退申出書（別記第2号様式）により、給付金の受給の拒否を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の申出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに対象者に対して給付金を支給する。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合その他同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行う。

(1) 登録口座振込方式 鹿屋市障がい福祉施設LPガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱（令和5年鹿屋市告示第306号）第2条第4号に規定するLPガス給付金又は同条第5号に規定する食材費給付金の振込口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 登録口座の登録がない対象者又は登録口座以外の口座への振込みを希望する対象者が前条第3項に規定する日までに振込口座申出書（別記第3号様式）により振込口座を届け出た場合に当該届出をされた口座に振り込む方式

(給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象施設の要件、支給の方

法その他の給付金支給事業の概要について広報その他の方法により、障害福祉サービス等の提供を行っている障がい福祉施設を運営する法人等に周知を行う。

(振込みができなかった場合の取扱い)

第8条 市長が第5条第3項及び第6条の規定により給付金を支給する手続きを行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等による振込不能その他対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月15日までに振込みが完了できない場合は、市と当該対象者との間の給付金に係る贈与契約は解除される。

(贈与契約の解除)

第9条 市長は、第5条第3項の規定による支給を行った後に、支給要件に該当しない事実等が発覚した場合は、市と当該対象者との間の給付金に係る贈与契約を解除することができる。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付金を支給した後に支給対象施設の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により対象者が給付金を受給した場合は、当該対象者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第9条及び第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	給付金の額
通所系事業所	3,000円
施設入所支援（定員40人以下）	12,000円
施設入所支援（定員41人以上）	18,000円
共同生活援助（定員40人以下）	12,000円
共同生活援助（定員41人以上）	18,000円

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

支給対象施設申出書

下記のとおり、鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援事業実施要綱に規定する支給対象施設を運営していることを申し出ます。

記

1 対象者情報

法人等所在地	
法人等名	
代表者 職・氏名	

2 支給対象施設

No.	サービスの種類	事業所名	定員数	備考

3 確認事項（以下の要件を確認し、○を記入してください。）

	上記2の支給対象施設は、鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援事業実施要綱第2条第3号に規定する支給対象施設に該当します。
	上記2の支給対象施設において、令和5年12月1日時点でLPガスを使用しています。（検針伝票、利用料金請求書、領収書の写し等を添付）

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

受給辞退申出書

下記の支給対象施設については、鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援給付金の受給を辞退することを申し出ます。

記

法人等名		
役職・代表者名		
法人等所在地		
支給対象施設	事業所名	
	サービスの種類	
担当者名		
連絡先（電話番号）		

※ 辞退する支給対象施設が複数ある場合は、上記支給対象施設の事業所名に「別紙のとおり」と記入し、「別記第2号様式（別紙）」に事業所名を列記してください。

(別記第2号様式(別紙))

【辞退する支給対象施設の情報】

No.	法人等名		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		
支給対象 施設	事業所名		
	サービスの種類		

※ No.欄には、通し番号を記入してください。(複数枚使用可)

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

振込口座申出書

鹿屋市障がい福祉施設LPガス高騰対策支援給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 対象者情報

法人等名	
役職・代表者名	
法人等所在地	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 振込口座情報

金融機関名		支店名等	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 対象者名義の口座を御記入ください